

鹿児島市行政評価

平成25年度 外部評価報告書

平成25年10月

鹿児島市行政評価市民委員会

目 次

1	はじめに	1
2	鹿児島市行政評価市民委員会	
	(1) 開催状況	2
	(2) 委員名簿（50音順）	3
3	平成25年度の外部評価の方法	
	(1) 評価の対象	4
	(2) 評価対象事業の選定	4～5
	(3) 評価の方法	5
	(4) 評価区分	6
	(5) 意見集約	6
4	外部評価結果の概要	
	(1) 外部評価結果の総評	7～8
	(2) 評価結果の活用	9
	(3) 評価結果のフォローアップ	9
5	外部評価の結果	10
	個別評価シート	11～42
	【参考資料】	
	・ 鹿児島市行政評価市民委員会設置要綱	43～44

1 はじめに

鹿児島市では、総合計画の効率的かつ計画的な推進に資するとともに、市民の視点に立った成果重視型の行財政運営の実現を図るため、行政評価を行ってきた。また、評価に当たっては、客観性及び透明性を高めるため、「鹿児島市行政評価市民委員会」を設置し、内部評価に加えて外部評価を行っているところである。

今年度は、平成26年度までの3か年で行う事務事業評価の2年目であり、「市民協働」、「農林水産」、「高齢者福祉」などの分野が評価対象となった。

評価に当たっては、これらの分野の198事業の中から32事業を評価対象として選定し、昨年度に引き続き、事業実施課へのヒアリングを行う中で、精力的に評価作業に取り組んだところである。

この外部評価報告書が、鹿児島市の施策や事務事業の成果向上、行財政運営の効率性、透明性の向上に寄与することを願い、平成25年度外部評価の結果を報告する。

2 鹿児島市行政評価市民委員会

(1) 開催状況

評価にあたっては、7回の会議を行った。その内容等は次のとおりである。

会 議	開 催 期 日	会 議 内 容
第1回	平成25年 5月27日 (月)	(1)鹿児島市の行政評価について (2)24年度行政評価による改善状況について (3)行政評価市民委員会の運営方法について (4)25年度評価対象事業について
第2回	平成25年 7月 5日 (金)	(1)評価対象事業の確認について (2)事業実施課へのヒアリング
第3回	平成25年 7月 8日 (月)	(1)事業実施課へのヒアリング
第4回	平成25年 7月16日 (火)	(1)事業実施課へのヒアリング
第5回	平成25年 7月31日 (水)	(1)事業実施課へのヒアリング
第6回	平成25年 8月 9日 (金)	(1)評価についての協議
第7回	平成25年10月 2日 (水)	(1)報告書のまとめ

(2) 委員名簿（50音順）

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	いし つか よし のぶ 石 塚 孔 信	鹿 児 島 大 学 法 文 学 部 教 授
副 会 長	おお わき みち たか 大 脇 通 孝	弁 護 士
委 員	かみ いけ み ほ 上 池 美 穂	公 募 委 員
委 員	かわ なべ よし の 川 邊 佳 乃	t a u w o r k s 代 表
委 員	たけ なか ひろ ゆき 竹 中 啓 之	鹿 児 島 県 立 短 期 大 学 商 経 学 科 准 教 授
委 員	たま がわ めぐみ 玉 川 恵	株 式 会 社 丸 屋 本 社 代 表 取 締 役 社 長

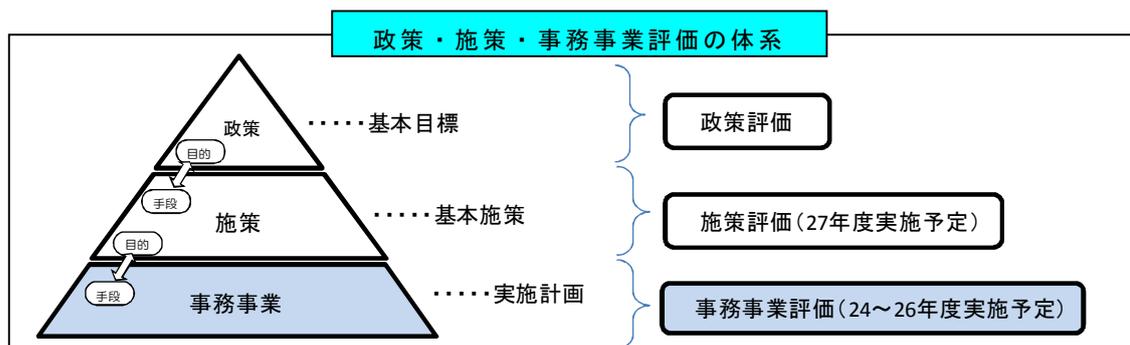
3 平成25年度の外部評価の方法

(1) 評価の対象

第五次鹿児島市総合計画第1期実施計画（平成24年度～26年度）に掲載されている事務事業を対象に評価を行った。

【参考：行政評価のスケジュール（実施年度）】

平成24年度から26年度にかけて事務事業評価を、平成27年度に施策評価を行う予定である。



(2) 評価対象事業の選定

平成25年度の市民委員会の評価対象とする事務事業については、25年度行政評価の対象である7基本施策の198事業について市から概要説明を受けた後、各委員から評価の対象としたい事業を選出してもらい、これをもとに当委員会として32事業を選定した。

【参考：事務事業評価の実施方針】

1 事務事業評価の対象事業

第五次鹿児島市総合計画第1期実施計画に掲載されている事務事業。ただし、以下の事業を除く。

- (1) 新規・拡充事業
- (2) 本市に裁量の余地がない事業（児童扶養手当など）
- (3) 予算を伴わない事業
- (4) 教育委員会の事業（独自に「教育委員会活動の点検・評価」を実施しているため）

2 25年度の評価対象分野

第五次鹿児島市総合計画の基本施策を単位として全体をおおむね1/3ずつに分けて、24年度から26年度までの3か年で実施する。25年度に対象とする基本施策は次のとおり。

〈事務事業評価 評価計画（24年度～26年度）〉

基本 目標	基本 施策	24年度	25年度	26年度
1 市民と行政が拓く協働と連携のまち				
	1 地域社会を支える協働・連携の推進		○	
	2 自主的・自立的な行財政運営の推進	○		
2 水と緑が輝く人と地球にやさしいまち				
	1 低炭素社会の構築			○
	2 循環型社会の構築		○	
	3 うるおい空間の創出		○	
	4 生活環境の向上	○		
3 人が行き交う魅力とにぎわいあふれるまち				
	1 地域特性を生かした観光・交流の推進			○
	2 中心市街地の活性化			○
	3 地域産業の振興	○		
	4 農林水産業の振興		○	
4 健やかに暮らせる安全で安心なまち				
	1 子育て環境の充実	○		
	2 高齢化対策の推進		○	
	3 きめ細かな福祉の充実			○
	4 健康・医療の充実	○		
	5 生活の安全性の向上		○	
	6 総合的な危機管理・防災力の充実			○
5 学ぶよこびが広がる誇りあるまち				
	1 学校教育の充実			○
	2 生涯学習の充実			
	3 市民文化の創造			
	4 スポーツ・レクリエーションの振興			
	5 人権尊重社会の形成			○
6 市民生活を支える機能性の高い快適なまち				
	1 機能性の高い都市空間の形成			○
	2 快適生活の基盤づくり		○	
	3 市民活動を支える交通環境の充実	○		

(3) 評価の方法

各事業の担当課に委員会に出席していただき、評価資料をもとに事業担当課へヒアリングを行い、必要性、有効性、効率性、公平性といった視点から事業をチェックし、評価を行った。

評価の視点	内 容
必要性	事業の必要性は高まっているか、市以外に実施主体はないか
有効性	指標の達成度や成果向上への見直し等は妥当か
効率性	事業手法、事業の統合、コスト縮減の工夫は妥当か
公平性	受益者負担は適切か

(4) 評価区分

評価区分は、内部評価と同様に次のとおりとした。

評価区分	内容
A 継続	引き続き改善・工夫に努めながら継続する
B 見直し	事業の実施方法等を見直す必要がある
C 統合	事業の統合を検討すべき
D 縮小	事業規模を縮小する必要がある
E 休止	制度は必要だが、事業を休止すべき
F 廃止	制度自体を廃止すべき
G 終了	事業の終期に合わせて、終了すべき

(5) 意見集約

ヒアリング実施後、評価資料及びヒアリングの結果を踏まえ、各委員が個別に評価し、その後、委員間の意見集約を図り、当委員会としての意見を取りまとめた。

集約できなかった意見で、特に市に参考意見として伝えるべきと判断したものについては、「少数意見」として記載した。

4 外部評価結果の概要

(1) 外部評価結果の総評

平成25年度の外部評価は、32の事務事業を対象に評価を行った。

その評価の詳細は10ページ以降に記載しているが、その中でも、特に重要であり、今後、市が積極的に検討すべき主なものを次の5項目にまとめた。これらの点については、外部評価の対象とした事業だけでなく、それ以外の市が行っている全事業においても参考にさせていただき、改善できるものは積極的に取り入れていただきたい。

① 時代の変化に応じた事業の見直し

今回評価した事業には昭和から継続しているものもあったが、その中には、既に役割が終わっていると思われる、農村女性の活動に限定した取組を支援するケースや、補助事業の対象経費が長年変わっておらず、事業目的の達成に向けた見直しが不十分と思われるケースが見受けられた。

事業の実施に当たっては、常に時代の変化を捉えながらその内容を精査するとともに、必要性が低くなってきたものは廃止し、新たな視点から事業を立ち上げるなど、スクラップアンドビルドの視点に立って見直しを行うべきである。

また、補助事業についても、長年同じ経費への補助を漫然と続けるのではなく、絶えずその効果を検証し、より高い成果が期待できる事業実施のあり方がないか、対象経費の見直しも含めて検討するとともに、全体事業費に上限枠を設けるなど財政面にも留意しながら、効果的な事業の実施に努めるべきである。

② 市民協働における実施方法や参画手法等の工夫

NPOを始めとする市民活動団体との協働に関する事業の中には、行政があらかじめ事業のテーマ等を決めた上で実施団体を募集しているものがあるが、この種の事業は、企画段階からNPO等が関与した方がより効果的に実施できるものとする。事業によっては、行政主導で実施する必要があるのか疑問を持つものもあったことから、NPO自身にできる限り任せるといったスタンスも必要である。

また、市政に対する意見や提言を聞く事業では、30人を公募して意見を求めているが、テーマごとに各分野に詳しい方に意見を聞いたり、インターネットで広く意見を集めたりする手法も考えられるほか、市政出前トークで市民との意見交換の場を設けるなど、一工夫すれば代替できる機会を設けることも可能であることから、再度、他の事業との位置付けを含め、事業内容の整理を行う必要がある。

③ 他団体との連携による事業の推進

新規就農者に対する研修については、鹿児島市単独で実施しているが、就農に関する基本的な知識や技術の習得という点からは、県や周辺市町村と合同で実施した方が、効率的かつ効果的に推進できるものと思われる。

同様に、他の自治体と連携して実施することで、より高い成果に結びつくと考えられる事業は他にもないか、改めて精査し、可能なものについては、自治体の枠に捉われない事業運営を心がけるべきである。

④ 持続可能な福祉制度を見据えた検討

今年度は高齢者福祉に関する事業の評価も行った。それぞれの事業自体には必要性が認められ、評価としては継続となった事業が多かったが、高齢化の進展に伴い、財政面の負担が増加していくことは避けられない。

今後も継続して事業を実施していくために、各種手当・記念品等の支給額や支給間隔の見直しをはじめ、サービスを受ける際の費用負担のあり方について、長期的な視点に立って、様々な面から絶えず調査・検討を進めていただきたい。

⑤ 24年度の指摘事項

24年度の行政評価においては、「適切な指標の設定」や「最小のコストで最大の効果を上げる不断の見直しの検討」など、5つの点を指摘しているが、特に「適切な指標の設定」については、25年度も成果指標の設定項目や目標値の妥当性について検討を要する事例が見受けられた。成果指標では、事業の参加者数ではなく、アンケート結果を成果とするなど、より事業効果をあらわす他の項目はないか検討するとともに、目標値についても、現状の分析等を踏まえて、適切な数値の設定に努めるべきである。

また、それ以外にも24年度に指摘した事項については、事業実施に当たって常に意識して取り組むべきものであることから、昨年度の報告書についても再度確認し、引き続き今後の事業運営の参考としていただきたい。

【24年度の指摘事項】

- ① 適切な指標の設定
- ② 社会経済情勢や市民ニーズの変化等に伴う事業の見直し
- ③ 最小のコストで最大の効果を上げる不断の見直しの検討
- ④ ホームページでの情報提供の充実
- ⑤ 補助事業の実績の精査と効果的な補助のあり方の検討

(2) 評価結果の活用

外部評価の結果においては、できるだけ多くの改善点等を示すとともに、集約できなかった意見で、特に市に参考意見として伝えるべきと判断したものについては、欄外に少数意見として付記している。

これらの指摘を踏まえ、積極的に事業の見直しの検討を行い、次年度以降の予算編成に活用していただきたい。

(3) 評価結果のフォローアップ

行政評価の導入目的の一つとして、行政が行っている事務事業を客観的に評価し、実施手法等を見直すという『PDCAサイクル』を取り入れることがあげられる。そのため、事業実施課は評価結果を踏まえ、実際に成果向上に向けた改善に取り組んでいくことが重要となる。

当委員会としても、評価結果や委員会の意見等を踏まえた事業の見直しの状況について把握する責務があることから、市から進捗状況の報告を受け確認を行っていきたい。

なお、24年度に見直し等の評価を受けた事業の中には、現時点で見直しに至っていない事業もあることから、それらの事業については、引き続き、改善に向けた取組を進めていただきたい。

5 外部評価の結果

No.	事務事業名	外部評価
1	まちかどコメンテーター事業	B 見直し
2	市政出前トーク事業	B 見直し
3	わたしの提言	A 継続
4	企画提案型まちづくりモデル事業	G 終了
5	市民とつくる協働のまち事業	B 見直し
6	NPOネットワーク構築事業	B 見直し
7	町内会加入促進事業	B 見直し
8	町内会広報活動推進事業	B 見直し
9	かごしま環境未来館リサイクル工房等運営事業	A 継続
10	生ごみの減量化・資源化推進事業	B 見直し
11	リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進事業	A 継続
12	緑の街並みづくり推進事業	B 見直し
13	花と緑のハーモニー事業	A 継続
14	環境保全型農業推進事業	A 継続
15	降灰地域防災営農対策事業	A 継続
16	栽培技術等研修事業	B 見直し
17	生活改善組織活動推進事業	F 廃止
18	黒牛・黒豚等資質改善事業	A 継続
19	新規就農者支援対策事業	B 見直し
20	遊休農地解消等対策事業	B 見直し
21	すこやか入浴事業	A 継続
22	敬老祝事業	A 継続
23	心をつなぐ訪問給食事業	A 継続
24	家族介護講習会等開催事業	B 見直し
25	老人介護手当支給事業	A 継続
26	家族介護慰労金支給事業	A 継続
27	成年後見制度利用支援事業	A 継続
28	はつらつ元気づくり教室事業	C 統合
29	口腔機能向上事業	C 統合
30	高齢者栄養改善事業	C 統合
31	地域安心安全ネットワーク会議活動支援事業	A 継続
32	低宅地汚水ポンプ施設設置補助事業	A 継続

32事業のうち、Aの継続は15事業、Bの見直しは12事業、Cの統合は3事業、Fの廃止は1事業、Gの終了は1事業であり、見直し等の割合は53%となっている。各事務事業の詳しい評価結果は次ページ以降のとおりである。

No.	事務事業名	事業実施課															
1	まちかどコメンテーター事業	市民局 市民協働課															
事業概要	<p>○事業開始年度 平成20年度</p> <p>【概要】 公募により委嘱するコメンテーターに市政に関する情報を提供し、建設的な意見・提言を聴取することで、市政運営の参考とするとともに、市民参画の推進を図る。</p> <p>【対象者】 まちかどコメンテーター 定員30人(任期2年)</p> <p>【具体的な活動内容】 ・テーマに基づく意見の提出 ・意見交換会への出席</p> <table style="margin-left: 100px;"> <tr> <td></td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> </tr> <tr> <td>意見提出数</td> <td>84件</td> <td>195件</td> <td>178件</td> <td>126件</td> </tr> <tr> <td>意見交換会開催数</td> <td>4回</td> <td>3回</td> <td>4回</td> <td>3回</td> </tr> </table>		21年度	22年度	23年度	24年度	意見提出数	84件	195件	178件	126件	意見交換会開催数	4回	3回	4回	3回	
	21年度	22年度	23年度	24年度													
意見提出数	84件	195件	178件	126件													
意見交換会開催数	4回	3回	4回	3回													
評価内容	<p>公募に応じたコメンテーターから建設的な意見・提言を聴取することで、市政運営の参考とするとともに、市民参画の推進に寄与してきたが、さらに幅広い層の市民の声を聴取し、市政に反映することができるよう、事業手法を見直すべきである。</p>	<p>【評価】</p> <p>B 見直し</p>															
改善点等	<p>広く市民からの意見を求めるため、対象者を限定せず、テーマを設定した上で、ホームページやSNSその他の広報媒体を活用し、幅広い世代や、市政に関心の低い層からも意見を聴取できるようにすべきである。</p> <p>意見交換会については、具体的に聴取したい提案があった時などに、テーマの内容に詳しい方や関心の高い方などを集めて開催すればよい。</p> <p>市政出前トークやわたしの提言との違いが分かりにくいことから、それらの事業とのすみ分けについて再検討すべきである。</p>																

【少数意見】

SNSの活用は方向性としては望ましいが、使用しない方も相当数いることを考慮すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
2	市政出前トーク事業	市民局 市民協働課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成 14年度</p> <p>【概要】 職員が市民の要請に応じて地域に出向き、市政に関する情報を分かりやすく伝えるとともに、意見や提言などを伺い、施策の参考とする。</p> <p>【対象者】 市民グループ</p> <p>【具体的な活動内容】 ・市政出前トーク開催件数 22年度 263件、23年度 279件、24年度 339件 25年度テーマ数 129</p>	
評価内容	<p>市民の要請に応じて地域に出向き、市政に関する情報を分かりやすく伝えることは重要であるが、行政と市民が直接顔を合わせる貴重な機会であることを踏まえ、一方的な情報提供ではなく、意見交換ができる取組も検討すべきである。</p>	<p>【評価】</p> <p>B 見直し</p>
改善点等	<p>市民の意見等をできるだけ吸い上げるため、出前トーク後にアンケートを取るだけでなく、意見交換の実施についても検討すべきである。</p> <p>幅広い年代や職種の方に利用してもらえるよう、夜間・休日の利用が可能であることも含めて、一般企業や学校(PTA)等に対しても周知広報に努めるべきである。</p>	

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
3	わたしの提言	市民局 市民相談センター
事業概要	<p>○事業開始年度 平成17年度 ※昭和62年度～平成16年度までは「市長への手紙」</p> <p>【概要】 市政に対する建設的な意見、提言などを市内の公共施設等に備え付けた専用の手紙セットやホームページから電子メールにより寄せてもらい、寄せられた提言は市長が直接目を通し、今後の市政推進の参考とする。</p> <p>【対象者】 市民等</p> <p>【具体的な活動内容(提言の方法)】 (1)封筒と便箋セット(料金受取人払)による手紙・・・市内の市施設やJR駅、デパート等に設置(155か所)。その他、「市長とふれあいトーク」等で参加者に配布。 (2)電子メール・・・ホームページで専用メールアドレスを公開</p>	
評価内容	<p>手紙やメールなど市民が使いやすいツールにより、市政に対する建設的な意見等を幅広く受け付ける仕組みとして必要な事業である。</p>	【評価】
改善点等	<p>提言への対応にかかる人件費が大きいことから、提言用紙及びホームページの入力フォームにカテゴリーの欄を作成するなど、様式等の工夫をすることにより、業務処理にかかる負担軽減策を検討すべきである。</p>	A 継続

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
4	企画提案型まちづくりモデル事業	市民局 市民協働課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成23年度</p> <p>【概要】 市が設定するまちづくりのテーマについて、市民活動団体からその特性を生かした事業の企画提案を募集し、市民活動団体と市が協働で取り組む。モデル事業は、募集年度の翌年度に実施するものとし、企画提案競技で選定された市民活動団体に委託する。</p> <p>【対象者】 市民活動団体</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用テーマ数 23年度 2件 「子どもエコツアー企画運営事業」、「NPOネットワーク構築事業」 24年度 2件 「薩英文化祭開催業務」、「子どもミーティング開催事業」 	
評価内容	<p>本事業は、市民活動団体と市が協働で事業を実施するためのモデル事業で、26年度までの時限事業であることから、同年度をもって終了すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>まちづくりに関する事業は、企画段階から市民を参加させ、そのニーズ・要望を酌み取って実施することが望ましく、本事業のように、行政が一方向的に企画し、テーマを提案することは手法として望ましくない。</p> <p>本事業はモデル事業であることから、市民活動団体との協働の手法等についてノウハウを蓄積するため、予定している26年度まで実施することについては異議はないが、同年度をもって終了し、それまで実施した協力・連携のノウハウが他の部署等でも活用できるかを検証すべきである。</p> <p>それらを踏まえ、市民協働課としては、必要に応じて、行政と市民活動団体との「つなぎ」の役割を担っていけばよい。</p>	

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
5	市民とつくる協働のまち事業	市民局 市民協働課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成18年度</p> <p>【概要】 市民と行政との協働による個性的なまちづくりを進めるため、公益的なサービスを提供するNPO等の市民活動団体の活動に対し、経費の一部を助成する。</p> <p>【対象】 NPO法人や、ボランティア団体、町内会、任意団体などの市民グループ</p> <p>【具体的な活動内容】 ・市民活動団体から補助事業を募集し、選考審査会による書類審査とプレゼンテーション審査を踏まえ、補助事業を決定する。</p>	
評価内容	<p>市民活動団体の活動を資金面から支援するもので、市民への公益的サービスの提供につながることから必要な事業であるが、採択事業数が目標に達していないことから、制度の周知や手続きの簡素化等について検討すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>利用件数が目標に達していないことから、必要な団体に適切な支援が行われるように、さらなる周知・広報に努めるとともに、申請等の手続きについても、より利用しやすいものとなるよう検討すべきである。</p> <p>市民活動団体の取組が本市にフィードバックされ、今後のまちづくりに活かされる仕組みについても検討すべきである。</p>	

【評価】

B 見直し

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
6	NPOネットワーク構築事業	市民局 市民協働課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成24年度</p> <p>【概要】 市と協働で地域課題等の解決に取り組む体制づくりに向けて、NPO同士のネットワークを構築する。NPOに対する講演会などを開催するほか、ネットワーク内に分野別のグループを編成し、市の担当部局との意見交換会を開催する。</p> <p>【対象者】 市内のNPO法人</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会 参加NPO 33団体39名 ・交流会 参加NPO 30団体37名 ・意見交換会 参加NPO 31団体46名 <p>※いずれかのイベントに参加したNPO 42団体</p>	
評価内容	<p>市と協働で実施する具体的な事業や課題を提示することなく、単に5分野のNPO同士の交流の場を設定するにとどまっている事業であり、それ以上の進展が期待できない。</p> <p>NPO同士のネットワークを行政主導で構築する必要性が本当にあるのか、また、事業ニーズがあるのかを再考し、廃止も含めて、内容を抜本的に見直すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>講演会や交流会等を開催するよりも、NPOのニーズを把握したうえで、NPO同士のネットワークづくりはできるだけNPOにまかせること、市は資金面での支援や、大局的な見地からコーディネーター的な役割を担うことなどを検討すべきである。</p> <p>市とNPOとの関係についても、市の業務にNPOを合わせるのではなく、NPOの活動内容に合わせて、所管課を横断するような交流を推進していくべきである。</p>	<p>B 見直し</p>

【少数意見】

NPOとの協働については、委託と受託という関係性や補助金・助成という金銭的支援だけに目を向けず、双方の交流機会提供やNPO活動への人的貢献、施設使用料の減免など、多角的な支援を検討する必要がある。

No.	事務事業名	事業実施課
7	町内会加入促進事業	市民局 地域振興課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成21年度</p> <p>【概要】 町内会加入を呼びかけるクリアファイルを作成し、転入・転居者に対し市民課窓口等で直接配布する。また、市電・路線バスで車内アナウンスを行うことで、広く市民に広報し、町内会活動に対する市民意識の醸成と町内会での主体的な加入促進活動を支援する。</p> <p>【対象者】 市民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市電・市バス・民間バスでの車内アナウンス(24年度から実施) ・クリアファイルを転入者等に窓口等で配布(24年度から実施) ・生活情報誌への掲載(23年度まで実施) 	
評価内容	<p>地域にとって不可欠な町内会への加入を促す取組は重要であるが、加入率が低下傾向にあることから、効果的な広報活動を検討すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>住民全員が恩恵を受ける「防犯灯やごみステーションの管理」「防災訓練の実施や災害時の助け合い」などの活動のさらなる周知を図るよう、広報内容の工夫・転換を検討すべきである。</p> <p>チラシの作り方や内容の改善も大事だが、町内会が抱えている問題に対する生の声などを収集することも重要である。積極的・能動的な情報収集とそれによる問題点の発見、効果的な広報という、一連の流れを意識した広報活動を行うべきである。</p> <p>地域住民により広く呼びかけるため、様々な情報媒体を活用した広告についても検討すべきである。</p>	

【少数意見】

マンション住民だけの町内会の設立については、当該地域の町内会との連携に課題があることから、地域の町内会との関係を含め、そのあり方について事例ごとに十分検討すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
8	町内会広報活動推進事業	市民局 地域振興課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和58年度</p> <p>【概要】 町内会等が広報活動に必要な印刷機器、拡声器など広報活動に必要な備品の購入並びに掲示板の設置に補助する。</p> <p>【対象者】 町内会等</p> <p>【具体的な活動内容】 印刷機器、拡声器、パーソナルコンピューター及びデジタルカメラの購入及び掲示板の設置に要する経費のうち、1/3に相当する額で、補助額は、1町内会あたり通算して15万円を限度に補助する。また、最終交付年度から10年度を経過した団体に対しては、再度10万円を限度に補助する。</p>	
評価内容	<p>町内会が、活動内容や住民に役立つ情報を速やかに提供することは重要であるが、広報活動のためのハード購入に限定した補助事業となっていることから、補助対象の見直しが必要である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>より活発な町内会活動を促すことができるよう、現在対象となっている備品以外も対象に含めるなど、柔軟に使える補助金の仕組みを検討すべきである。</p>	<p>B 見直し</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
9	かごしま環境未来館リサイクル工房等運営事業	環境局 リサイクル推進課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成20年度</p> <p>【概要】 市民の「ものを大切にする心」を育み、ごみの発生抑制、ごみの分別の徹底及び3R活動の実践を促進するため、リサイクル工房等の管理運営を行う。</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 リサイクル工房の管理運営 <ul style="list-style-type: none"> ・3R活動の実践方法に関する講座開催、相談、指導など 2 リユース・リサイクルショップの管理運営 <ul style="list-style-type: none"> ・市民から提供された未使用の日用品のポイントによる交換、イベントの開催 ・インターネット等による不用品交換情報提供 ・パネルの展示等による3R意識の啓発など 	
評価内容	<p>3R活動の推進を通じ、環境に対する市民の理解を高めるために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>新たに財団を設立して本事業を委託するにあたっては、費用対効果も含め、より効率的な運営や機動的な活動が図られるようにすべきである。</p>	<p>A 継続</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
10	生ごみの減量化・資源化推進事業	環境局 リサイクル推進課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成元年度</p> <p>【概要】 生ごみの減量化・資源化を図るため、生ごみ処理機器を購入・設置した市民に補助金を交付するとともに、ダンボールコンポスト講座を受講した市民にダンボールコンポストを無償配布する。</p> <p>【対象者】 一般市民</p> <p>【具体的な活動内容】 ・生ごみ処理機器を購入・設置した市民に対する補助 ・ダンボールコンポスト講座受講者へのダンボールコンポストの無償配布 (25年度から実施)</p>	
評価内容	<p>家庭から出る生ごみの自家処理を促進し、生ごみの減量化・資源化を図るために必要な事業であるが、生ごみ処理機器はある程度普及したものと考えられることから、今後は、関心の低い層への広報・啓発等に努めるべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>生ごみの減量化・資源化に対する市民の理解を深めるため、ダンボールコンポストについては、講座回数の増や、さらなる周知広報に努めるべきである。</p> <p>「生ごみ処理機器の購入に対する補助」、「ダンボールコンポストの普及」以外にも、市民が取り組みやすいことがないか検討すべきである。</p> <p>生ごみ処理機器については、今後もニーズがあるか、実態の把握・分析に努める必要がある。</p>	

【評価】

B 見直し

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
11	リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進事業	環境局 リサイクル推進課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成17年度</p> <p>【概要】 3Rの意識啓発と実践活動の推進を図るため、市電・市バスの車体広告を行うとともに、ごみ出しカレンダーの配布や児童作品コンクールの開催などの広報・啓発を行う。</p> <p>【対象者】 一般市民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しカレンダーの作成・配布 ・ごみの資源化・減量化児童作品コンクール(標語・ポスター)の開催 ・小学生向け学習資料の作成・配布 ・学生向け啓発チラシの作成・配布 ・市電、市バスの車体広告 	
評価内容	<p>3Rの意識啓発と実践活動の推進を図り、ごみの減量化及び資源化率を向上するために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>広報・啓発の結果、ごみの減量化・資源化がどの程度進んだのかについても調査・分析すべきである。</p>	<p>A 継続</p>

【少数意見】

コストの比重が大きいごみ出しカレンダーの紙質や内容、その他車体広告等の啓発活動に関しては、その効果を再検討し、より効果的な事業費の配分を考えるべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
12	緑の街並みづくり推進事業	建設局 公園緑化課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成17年度</p> <p>【概要】 市街化区域内において市が管理する公共施設(学校を除く)について、屋上や壁面の緑化整備を行う。また、同区域内の民間の住宅や事業所の屋上・壁面の緑化に対し、助成を行う。</p> <p>【対象者】 市民</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物屋上、壁面緑化助成事業 <ul style="list-style-type: none"> 屋上緑化: 緑化面積3㎡以上、補助率1/2、上限額500千円 壁面緑化: 緑化面積10㎡以上、補助率1/2、上限額100千円 ・市が管理する公共施設の屋上・壁面緑化整備 	
評価内容	<p>潤いと安らぎのある街並みの創出やヒートアイランド現象の抑制のために必要な事業であるが、補助件数が減少していることから、より使いやすい事業内容に見直す必要がある。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>緑化に取り組む市民を増やすため、イニシャルコストへの補助だけでなく、その後のランニングコストへの補助や技術的な支援策も検討すべきである。</p> <p>屋上や壁面が緑化された街並みを創出するため、本事業の内容や緑化の効果について、市民へのさらなる周知広報に努めるべきである。</p> <p>28年度における緑化面積の目標値については24年度で既に達成しており、そもそも目標値の設定根拠が弱い。指標の目標値については、適切な数値を設定できるよう再度検討すべきである。</p>	

【評価】

B 見直し

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
13	花と緑のハーモニー事業	建設局 公園緑化課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成15年度</p> <p>【概要】 植栽後、数年が経過し、大きくなった樹木等は、大量の落葉の発生や日照権問題、根による縁石や舗装の隆起、污水管への侵入など、様々な問題を引き起こすことから、それらの樹木について植替えや適正配置を行うことで、緑豊かな環境を維持しながら、美しく快適で潤いと安らぎのある都市空間を創出する。</p> <p>【対象者】 市民</p> <p>【具体的な活動内容】 街路樹や公園樹について、道路や公園の施設改良整備にあわせて樹木の間引きや植替え等を行う。また、隆起根については、切断処理や伸長を防ぐためのシートの埋設等を行う。</p>	
評価内容	<p>街路樹や公園樹を適切に維持管理し、緑豊かな環境の維持や良好な街の景観形成を図るために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>倒木や病気による植替えはやむを得ないが、樹木が大きく育つには長い年月を要することから、病虫害駆除等の対策に力を入れるとともに、鹿児島島の風土に適した樹木の植樹に努めるべきである。</p>	<p>A 継続</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
14	環境保全型農業推進事業	経済局 生産流通課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成12年度</p> <p>【概要】 防除農薬の使用低減に努め、環境への負荷の軽減に配慮した持続的な農業生産を推進するため、防除資材等の購入経費に対して助成する。</p> <p>【対象者】 農業者団体</p> <p>【具体的な活動内容】 近紫外線カットフィルム、防虫ネット、微生物農薬等の導入など (補助率)1/3</p>	
評価内容	<p>減農薬農業の経営をサポートし、その農家の経営の安定を図ることにより、環境への負荷の軽減に配慮した持続的な農業生産を推進するため、必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>事業の意義を消費者に知ってもらうため、販売段階で、減農薬を実施している農産物であることを表示すべきである。</p>	<p>A 継続</p>

【少数意見】

個別農家への経営支援であるため、所得制限や補助金額の上限を設けることも検討すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
15	降灰地域防災営農対策事業	経済局 生産流通課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和53年度</p> <p>【概要】 桜島の降灰下における農業経営の安定を図るため、農作物等の被害防止のための被覆施設や耐灰性作物の導入、及び畜産施設や粗飼料確保のための飼料作物調整施設の整備などに対して助成し農家経営の安定を図る。</p> <p>【対象者】 農業者団体</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌改良資材の購入費助成(補助率) 県3/4 市1/4 ・茶生葉洗淨脱水施設の整備(補助率) 県65/100市 15/100 ・耐灰性作物(キヌサヤエンドウ)の導入(補助率) 市1/2 ・桜島小ミカン等の樹勢回復資材の購入経費助成(補助率)1/2 ・飼料作物調整施設などの整備(補助率)市1/2 	
評価内容	<p>桜島の降灰による農産物の被害を防止し、農業経営の安定化を図るため、必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p> <p>A 継続</p>
改善点等	<p>降灰被害は予測不可能なものであるため、必要なときに必要なところに支援が行き渡るよう、予算等も含めて、桜島の噴火活動の状況に応じた対応が必要である。</p>	

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
16	栽培技術等研修事業	経済局 生産流通課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和61年度</p> <p>【概要】 栽培技術の向上と農業経営の改善を図るため、先進地研修を実施するためのバス借りに対して助成する。</p> <p>【対象者】 農業者団体</p> <p>【具体的な活動内容】 先進地研修の実施 (補助率) 市1/2</p>	
評価内容	<p>小規模の農業者団体が技術向上や安定生産に向けての研修を実施することは大切だが、多様な研修手法がある中で補助対象をバス借上に限定しており、制度として硬直的であることから、事業内容の見直しが必要である。</p>	<p>【評価】</p> <p>B 見直し</p>
改善点等	<p>貸し切りバスで視察に行く以外にも多くの研修方法がある。先進地で指導的な役割を果たしている農家や農業団体の方を講師に招いての交流会や学習会などを対象としたり、県内研修への補助は廃止し、県外研修はしっかり内容を検証するなど、事業内容を見直すべきである。</p> <p>毎年度当事者へヒアリングし予算化するのではなく、ある程度一定額を上限とした予算枠を定めた上で、申請内容を精査し、補助すべきである。</p>	

【少数意見】

バス借上への補助と技術向上との関係についてはやや懐疑的である。補助率の見直しを含め、事業規模の縮小が必要である。廃止という選択肢も十分にあり得る。

No.	事務事業名	事業実施課
17	生活改善組織活動推進事業	経済局 生産流通課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和61年度</p> <p>【概要】 農村女性の活動に対して支援を行い、農村地域でのよりよい生活と地域づくりの方法等をお互いに情報交換し、研究改善するとともに、生産した農産物の有効利用を図ることで、豊かな農村生活の実現を図る。</p> <p>【対象者】 農村女性</p> <p>【具体的な活動内容】 鹿児島市生活研究グループ連絡協議会への活動助成 〔活動内容〕県生活研究グループ大会参加、県内先進地視察など (補助率)市1/2</p>	
評価内容	<p>開始して30年近くが経過し、当初の農村女性の活動に対する支援という事業の役割は終わっており、廃止すべきである。 なお、農林水産物を活かした地産地消の推進など、時代に即した内容については、新たな事業として立ち上げるべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>既存事業はリセットし、農林水産物を活かした地産地消の推進、地域特産物のPR・交流活動の推進、食文化と技の伝承を目標とする現在の事業の実態を踏まえ、新しい視点で組み立て直すべきである。</p>	<p>F 廃止</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
18	黒牛・黒豚等資質改善事業	経済局 生産流通課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成16年度</p> <p>【概要】 産肉能力に優れた肥育及び生産素牛及び種豚並びに泌乳能力に優れた乳用牛を市内に確保することにより、市内の黒牛・黒豚・乳用牛の生産性の向上と生産費の軽減を図り、畜産経営の安定に資する。</p> <p>【対象者】 (1)鹿児島市畜産連絡協議会 (2)農業者</p> <p>【具体的な活動内容】 (1)黒牛資質改善事業 優秀な雌牛から生まれた子牛の導入に対する助成 補助率 肥育素牛15% 生産素牛20%</p> <p>(2)優良家畜導入資金貸付事業 肥育素牛、生産素牛、種豚及び乳用牛の導入に対し、資金の貸付けを行う。</p>	
評価内容	市内の黒牛・黒豚、乳用牛の生産性向上と畜産経営の安定化を図るために必要な事業である。	【評価】
改善点等	今のところ貸付金の滞納はないが、伝染病や災害の発生、社会経済情勢の急激な変化に伴うリスクへの対応策を検討しておくことも必要である。	A 継続

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
19	新規就農者支援対策事業	経済局 農政総務課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成12年度</p> <p>【概要】 新規就農者の育成と農村地域の活性化を図るため、就農者の新規参入に必要な支援事業を実施し、次代を担う新規就農者を育成する。</p> <p>【対象者】 新規就農者・新規就農希望者</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農相談窓口の設置、新規就農支援パンフレットの作成、県内外就農相談会への参加 ・就農準備講座、就農基本講座、基礎研修の開催 ・施設整備にかかる経費の助成（補助率）市3/4 ビニールハウス、農業用機械（トラクターなど） ・就農支援資金償還助成（補助率）県1/3 市1/3 	
評価内容	<p>新規就農者の育成と農村地域の活性化を図るために必要な事業であるが、後継者を除いた新規就農者が伸び悩んでいることから、就農相談会の開催方法の改善など、実施方法等の見直しが必要である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>就農支援については、市単独で実施するより、県や他の市町村と合同の研修プログラムを組むなど、成果が向上する取組を実施すべきである。</p> <p>農業に興味を持つ新たな層の開拓も必要であることから、UターンやIターンで農業をしたいと考えている人への周知広報も強化すべきである。</p>	

【評価】

B 見直し

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
20	遊休農地解消等対策事業	経済局 農政総務課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和53年度</p> <p>【概要】 農業委員会等の実施する遊休農地実態調査の調査結果をもとに、遊休農地の現状把握に努め、耕作放棄地の発生を予防し、遊休農地の解消を図る。</p> <p>【対象者】農業者</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地バンクへの登録 ・遊休農地バンクを通じた情報提供 ・遊休農地の復元に要する経費に対する助成 補助率3/4(農用地区域) 補助率1/2(農用地区域以外) ・認定農業者への農地の貸し借りに対する助成(10aあたり単価) <p>〔更新分〕 貸し手: 田4~8千円、畑2~5千円、施設6~12千円 借り手: 田4~8千円、畑2~4千円、施設2~4千円</p> <p>〔新規分〕 貸し手: 田12~24千円、畑6~12千円、施設20~40千円 借り手: 田12~24千円、畑6~12千円、施設6~12千円</p>	
評価内容	<p>農地の遊休化を防ぎ、農地の有効利用を図るために必要な事業であるが、ホームページ等で広報されているものの、遊休農地バンクを通じた賃借実績が伸びていないことから、効果的な広報周知に努めるとともに、貸し手側のニーズの把握とその対策についても検討すべきである。</p>	
改善点等	<p>農業委員会との連携を強化し、土地を探している就農者に対して、直接遊休農地の情報を届けられるような工夫を検討すべきである。</p> <p>また、市内のオーガニック系イベントやフリーマーケット等に当該事業のパンフレットを配るなど、広報周知に努めるべきである。</p> <p>遊休農地の情報掲載については、具体的な活用案や所在地・環境に合う推奨作物などを共に掲示したり、農地所有者の貸したくない理由の分析とそれに応じた対策を検討するなど、よりきめ細かい対応を工夫し、実施すべきである。</p>	
		<p>【評価】</p> <p>B 見直し</p>

【少数意見】

県で統一した遊休農地バンクを作ったら、市の負担も少なく済むのではないかと。

No.	事務事業名	事業実施課
21	すこやか入浴事業	健康福祉局 長寿支援課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成6年度</p> <p>【概要】 高齢者の生きがいづくりを促進し、健康を増進するため、公衆浴場を100円の自己負担で利用できる制度。</p> <p>【対象者】 本市に居住し、住民登録を有する70歳以上の者</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すこやか入浴機能を搭載した、敬老パスを交付する。 ・自己負担 100円 ・利用回数 年30回以内 	
評価内容	<p>高齢者の生きがいづくりと健康増進のために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>一人当たりの利用回数が少ないことから、本制度を利用していない高齢者への周知広報を行い、さらなる利用促進を図るべきである。</p>	<p>A 継続</p>

【少数意見】

一部自己負担のある「すこやか入浴事業」と、無料である高齢者福祉センターの浴室利用では利用条件が異なるが、今後高齢者が確実に増加することを踏まえると、受益者負担の観点から、同センターの有料化についても検討が必要ではないか。

No.	事務事業名	事業実施課
22	敬老祝事業	健康福祉局 長寿支援課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和32年度</p> <p>【概要】 「敬老の日」の一環として、市内に居住する高齢者に対し、長寿を祝福するとともに敬老の意を表し、高齢者の生きがいの助長と敬老の気風の高揚を図る。</p> <p>【対象者】 満88歳、満100歳、100歳を超える男女最高齢者及び満88歳以上の方。</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満88歳の方へ敬老祝金3万円 ・満100歳の方へ敬老祝金10万円 ・100歳を超える男女最高齢者の方へ敬老祝金20万円 ・満88歳以上の方へ記念品の贈呈 	
評価内容	<p>高齢者に対して長寿を祝福するとともに敬老の意を表し、高齢者の生きがいつくりの助長と敬老の意識の高揚を図るために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p> <p>A 継続</p>
改善点等	<p>今後、高齢者が増えることが予想される中、事業を継続していくために、支給額の縮小や記念品の毎年贈呈の廃止等を検討すべきである。</p>	

【少数意見】

消費して思い出にならないお金の支給は廃止し、記念品も銀杯等のモニュメントやカタログギフトなどに変えてはどうか。

No.	事務事業名	事業実施課
23	心をつなぐ訪問給食事業	健康福祉局 長寿支援課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成5年度</p> <p>【概要】 支援を必要とするひとり暮らし高齢者等に定期的に食事を提供し、食生活の向上及び孤独感の解消を図るとともに安否確認を行うことにより、配食に従事する者とのふれあいを通じて自立意欲を促す。</p> <p>【対象者】 ①ひとり暮らしで、定期的な安否確認及び食生活の手助けが必要とする者 ②要支援以上の高齢者のみの世帯の者 ③高齢者だけで構成される世帯に、要介護3以上の高齢者がいる場合、要支援以上の者</p> <p>【具体的な活動内容】 利用者の居宅への昼食・夕食の配食と配達時の安否確認を行う。</p>	
評価内容	<p>在宅高齢者の食生活の向上及び安否確認のために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>将来的には、高齢者の増加に伴う財政的な負担増が予想されることから、実費負担のあり方については常に検討すべきである。</p> <p>配食に従事する者が単に配食するだけでなく、きちんと見守りの仕事をしていることを検証するため、対象者の状態のチェック表といった記録を残すようにしてはどうか。</p>	

【評価】

A 継続

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
24	家族介護講習会等開催事業	健康福祉局 長寿支援課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成8年度</p> <p>【概要】 要介護の高齢者等の介護者を対象に介護講習会を開催し、介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を図る。 また、介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援する。</p> <p>【対象者】 全市民</p> <p>【具体的な活動内容】 年2回(定員各30名) 介護方法等についての知識・技術等を習得させるための講習会を開催、日帰りで介護者同士の情報交換やリフレッシュを目的とした交流会を開催する。</p>	
評価内容	<p>家族の介護負担の軽減及び心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援することは必要であるが、講習会等の参加人数が少ないため、実施する時期や方法を工夫する必要がある。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>参加人数が減っている原因が単なる告知不足なのか、介護者のニーズに合っていないのか、考察する必要がある。その上で、参加者を増やすためのPRや呼びかけの方法を再検討すべきである。</p> <p>参加人数だけでなく、参加した方の満足度などを調べておくべきである。</p> <p>介護者同士の情報交換やリフレッシュも目的の1つであるので、交流会を開催した後も介護者同士でコミュニケーションが取れるような仕組みについても検討すべきである。</p> <p>B 見直し</p>	

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
25	老人介護手当支給事業	健康福祉局 長寿支援課
事業概要	<p>○事業開始年度 昭和61年度</p> <p>【概要】 在宅の寝たきり高齢者または重度認知症高齢者を介護している方に、介護手当を支給する。</p> <p>【対象者】 要介護3以上かつ65歳以上の方と同居またはこれに準ずる状態で6ヶ月以上介護している方など、一定の条件に該当する者</p> <p>【具体的な活動内容】 寝たきり高齢者等1人につき年額9万円の手当を支給する。(国の特別障害手当、経過的福祉手当の受給者を介護している場合は年額4万5千円)</p>	
評価内容	<p>在宅の寝たきり高齢者や重度認知症高齢者を介護する者の労をねぎらうとともに、在宅介護を支援するために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>引き続き、要介護にならないためにはつつ元気づくり教室事業など他の事業によって、当該事業費の削減につながるよう努めていただきたい。</p> <p>増大する高齢者給付を抑制する観点から、介護保険サービスを利用している事案については、給付内容に応じて支給額に差を設けることを検討すべきである。</p>	
		<p>A 継続</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
26	家族介護慰労金支給事業	健康福祉局 長寿支援課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成13年度</p> <p>【概要】 在宅の寝たきり高齢者等を介護している方を慰労する目的で、家族介護慰労金を支給する。</p> <p>【対象者】 1年間継続して要介護4以上と認定され、その期間中、介護保険のサービス(年間7日間以内のショートステイの利用を除く)を利用しなかった65歳以上の高齢者を介護している方(高齢者、介護者ともに本市住所を有し、住民税非課税世帯であること。)</p> <p>【具体的な活動内容】 寝たきり高齢者等1人につき年額10万円を支給する。</p>	
評価内容	<p>介護サービスを受けずに介護している者に対し慰労するとともに、在宅介護を支援するために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等		<p>A 継続</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
27	成年後見制度利用支援事業	健康福祉局 長寿支援課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成13年度</p> <p>【概要】 成年後見人を必要とする方のために後見開始の審判の申立てや申立て費用の助成を行ったり、制度の広報・普及活動等を行うことで、同制度の利用促進を図る。</p> <p>【対象者】 市長申立て:身寄りのない認知症高齢者等 広報:市民への周知</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見開始の審判の申立て ・申立て費用の助成 ・利用促進のパンフレットの作成及び配布 ・成年後見制度の円滑な運用を図るための連絡会の開催 	
評価内容	<p>身寄りのない認知症高齢者等の保護を図るために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>成年後見制度のニーズは今後も高まると思われるので、制度の存在をできるだけ多くの方に知ってもらえるよう、引き続き、周知広報の工夫を重ねていただきたい。</p> <p>後見開始の審判申し立てに至った件数以外に、市で相談対応等を行っている実態などを数値として把握しておく必要がある。</p>	
		<p>A 継続</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
28	はつらつ元気づくり教室事業	健康福祉局 長寿支援課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成24年度(23年度までは運動機能向上事業として実施)</p> <p>【概要】 要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者(元気づくり高齢者)の運動器や口腔機能、低栄養などの生活機能低下を予防するため、運動器を中心とした介護予防プログラム(はつらつ元気づくり教室)をデイサービス等の事業所に委託して実施する。</p> <p>【対象者】 元気づくり高齢者のうち、アセスメントにより介護予防プログラム(はつらつ元気づくり教室)の参加が必要と判断された者</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動器機能向上プログラム 転倒・骨折予防プログラム、膝痛腰痛対策プログラム ・複合プログラム 運動器機能向上に栄養改善又は口腔機能向上を追加したプログラム 	
評価内容	<p>介護予防に必要な事業であるが、口腔機能向上事業や高齢者栄養改善事業と事業内容において密接な関係があるため、事業を統合し、地域包括支援センターと連携しながら介護予防を総括している部署で総合的に実施すべきである。</p>	<p>【評価】</p> <p>C 統合</p>
改善点等	<p>担当課が異なる他の2事業を統合し、合理的・効率的に事業を実施すべきである。</p> <p>口腔機能向上事業、高齢者栄養改善事業とさらに連携し、複合プログラムの充実などにより、高齢者が利用しやすい内容を検討すべきである。</p> <p>3事業を複合的に行うことができる委託事業所を増やしていただきたい。1か所で無理ならば、できるだけ移動距離が少なくなるような委託先の配置をお願いしたい。</p>	

【少数意見】

参加人数が想定どおりであるかも踏まえ、高齢者が真に必要とするニーズと合致した事業であるか検討すべきである。

No.	事務事業名	事業実施課
29	口腔機能向上事業	健康福祉局 保健予防課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成18年度</p> <p>【概要】 口腔機能低下のおそれのある高齢者を対象に口腔機能向上プログラムを実施し、口腔機能低下の予防・改善を図る。</p> <p>【対象者】 元気づくり高齢者促進事業(長寿支援課)により、「元気づくり高齢者」に決定された者のうち、地域包括支援センターが実施したアセスメントで事業参加が必要と認められた者</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師会に委託し、歯科医院で事業を実施する ・月2回全6回、歯科衛生士等による口腔機能向上プログラム(口腔機能についての健康教育、機能向上のための訓練、口腔衛生指導等)を実施。 	
評価内容	<p>介護予防に必要な事業であるが、はつらつ元気づくり教室事業や高齢者栄養改善事業と事業内容において密接な関係があるため、事業を統合し、地域包括支援センターと連携しながら介護予防を総括している部署で総合的に実施すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>他の2事業と統合し、合理的・効率的に事業を実施すべきである。</p> <p>はつらつ元気づくり教室事業、高齢者栄養改善事業とさらに連携し、複合プログラムの充実などにより、高齢者が利用しやすい内容を検討すべきである。</p> <p>参加者が少ないため、関係機関と連携し、対象者に対する周知広報に努めるべきである。</p>	<p>C 統合</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
30	高齢者栄養改善事業	健康福祉局 保健予防課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成18年度</p> <p>【概要】 高齢者の低栄養を早期に発見するとともに、「食べること」に対して個別の相談等を受けることにより、低栄養状態の改善を行う。</p> <p>【対象者】 高齢者促進事業(長寿支援課)により、「元気づくり高齢者」に決定された者のうち、地域包括支援センターが実施したアセスメントで事業参加が必要と認められた者</p> <p>【具体的な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等に委託し、通所または訪問により事業を実施 ・1人の相談等回数:3~6月間に8回 	
評価内容	<p>介護予防に必要な事業であるが、はつらつ元気づくり教室事業や口腔機能向上事業と事業内容において密接な関係があるため、事業を統合し、地域包括支援センターと連携しながら介護予防を総括している部署で総合的に実施すべきである。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>他の2事業と統合し、合理的・効率的に事業を実施すべきである。</p> <p>はつらつ元気づくり教室事業、口腔機能向上事業とさらに連携し、複合プログラムの充実などにより、高齢者が利用しやすい内容を検討すべきである。</p> <p>参加者が少ないため、関係機関と連携し、対象者に対する周知広報に努めるべきである。</p>	<p>C 統合</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
31	地域安心安全ネットワーク会議活動支援事業	市民局 安心安全課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成20年度</p> <p>【概要】 小学校区ごとに防犯パトロール隊、スクールガードなどの安全確保のために活動する団体等を一堂に集めた「地域安心安全ネットワーク会議」の設置・運営を支援し、団体等間の連携や情報共有を促進することにより、効果的な活動の推進を図る。</p> <p>【対象者】 安心安全ネットワーク会議</p> <p>【具体的な活動内容】 ・地域安心安全ネットワーク会議補助金、安心安全なまちづくりに関する調査研究補助金の交付</p>	
評価内容	<p>防犯パトロール隊など、各地域における様々な団体が定期的に情報を共有し、地域の安心安全活動を推進するために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>早期に全市域にネットワーク会議が設置されるよう、未結成校区への働きかけを積極的に行うべきである。</p> <p>結成済のネットワーク会議の開催状況等についても把握するとともに、市と意見交換を行うなどして、継続的な支援を実施すべきである。</p>	<p>A 継続</p>

【少数意見】

No.	事務事業名	事業実施課
32	低宅地汚水ポンプ施設設置補助事業	水道局 下水道管路課
事業概要	<p>○事業開始年度 平成20年度</p> <p>【概要】 公共下水道の処理区域内で、地形的要因などにより、宅地内に汚水ポンプを設置しなければ汚水を排除できない既存家屋に対して、その設置費用の一部を補助する。</p> <p>(補助率)4/5 (限度額)55万円</p>	
評価内容	<p>地形的要因による未水洗家屋を解消し、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るために必要な事業である。</p>	<p>【評価】</p>
改善点等	<p>補助金の交付件数が年々減少してきていることから、引き続き、戸別訪問による丁寧な説明に努めるとともに、より設置が促進されるような補助のあり方についても検討すべきである。</p>	<p>A 継続</p>

【少数意見】

(参 考 資 料)

鹿児島市行政評価市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 行政評価の客観性及び透明性を高めるため、第三者による評価機関として、鹿児島市行政評価市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とし、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 政策、施策及び事務事業について、第三者の視点から評価を行うこと。
- (2) その他行政評価の推進に関すること。

(組織)

第3条 市民委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等を代表する者
- (3) 公募に応じた者

3 市民委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、市民委員会を代表し、会務を総理し、市民委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 市民委員会の庶務は、総務局総務部行政管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年5月14日から施行する。

